

『左氏會箋』成公十六年箋の考証

— 『左氏會箋溯源』補義 —

竹内航治

一 総説

竹添進一郎の『左氏會箋』(以下、『會箋』)は、『左傳』に関する中国日本の注釈を広く集めて編まれた。同書は明治三十六年の刊行以来広く愛読され、明治期に至るまでの『左傳』注釈の集大成として高く評価されてきた。しかし、その評価の割に『會箋』に対する研究は進んでいないと言いがたい。竹添は、依拠した注釈の出処を明記しない場合がしばしばある。彼が出処を記すことがむしろ例外であり、そのことが『會箋』を研究するに当たっての大きな障害となっている。

しかし、竹添が依拠した先行注釈を調査し、その出処を逐一明らかにした研究が存在する。それは、上野賢知氏の『左氏會箋溯源』(以下、『溯源』)である。これは独立した著作ではなく、明治三十六年に明治講学会より刊行された十五冊本『會箋』に対する書き込みである。上野氏は箋に括弧を付し、行間および欄外にその出処をその都度書き込んでいる。本書は公表されず、財団法人無窮會の図書館に保管されている。本書については、原田種成氏が書き込みの実例を数例挙げて紹介したことがあり(1)、平勢隆郎氏がその内容のごく一部を画像データに再現しウェブサイト上で公開している(2)が、

現在『溯源』全体を見るためには現地調査を行う他に方法がなく、その内容はほとんど知られていない。

筆者は無窮會に赴き、『溯源』の一部について調査を行った。本稿は『會箋』成公十六年について『溯源』の書き込みを紹介し、それに基づいて『會箋』が利用した先行注釈の出処を明らかにしたものである。上野氏は注釈者の名前のみを記すことが多いので、本稿は書名に加え巻数・葉数などを必要に応じて補い、検索の便を図った。

上野氏の著書としては、『日本左傳研究著述年表并分類目録』（東洋文化研究所、一九五七年。以下、『年表』）および『春秋左氏伝雑考』（東洋文化研究所、一九五九年。以下、『雑考』）がある。前者に収められた「左氏會箋引用書目」（以下、「書目」）は、竹添が著者名を挙げて引用する注釈についてその氏名と書名を列挙したものであり、筆者は注釈書の書名を知るために利用した。

なお、竹添の旧蔵書が静嘉堂文庫に収められており、その中に『會箋』の稿本が三種残っている。『静嘉堂文庫漢籍分類目録續』に「春秋左傳補解不分卷（左氏會箋

第一稿本）」「春秋左傳補解八卷」「春秋經傳集解存卷一、二」と記載されているのがそれである。また、『左傳』注釈書の注文を竹添が抜き書きした『左傳集説』十五巻も残される。これら四種については上野氏が『雑考』「左氏會箋」三稿」で紹介しているが、稿本の具体的な引用までは行っていない。筆者は静嘉堂文庫にて稿本の調査も行っている。第一稿本以外は未完成であり、本稿が取り上げる成公十六年を含むのは第一稿本のみである。本稿では、第一稿本の調査で気づいたことも多少付記してある。また、静嘉堂文庫の竹添旧蔵書の中には、数は少ないが『會箋』が引用する注釈書が残されている。それらについても指摘しておく。

『溯源』の中から成公十六年を選んだのは、晋と楚の間で行われた、鄆陵の戦いと称される戦いの記事を含むためである。『左傳』は戦いの描写に優れると歴代評価されており、竹添自身も『會箋』とは別に『左傳』の戦争記事を選んだ評注書の刊行に関わっており（3）、戦いの場面に関心を抱いていたことが伺えるのである。

一一 『左氏會箋溯源』補義

凡例

- 一、『溯源』は箋に括弧を付して他書からの引用部分を示し、括弧ごとに人名もしくは書名を記している。『溯源』卷十三・成公十六年について、上野の施した括弧が『會箋』のどこにあるかを示す。短いものは全て、長いものは冒頭と末尾の数字を記す。上野は明治三十六年刊行の明治講学会十五冊本を用いているが、本稿では利便性のため現在広く流布する増補版漢文大系本を用いる。漢文大系本は巻ごとに頁数が振られ、一頁十二行で組まれている。該当部分を行数と行数で示す。たとえば「三五—一〇」とあれば、三十五頁の十行目に該当部分の冒頭があることを意味する。長いものについては末尾も同じく記す。便宜のため上野が括弧を付していない部分も含めて記すことがあるが、その際は【】を付ける。
- 二、**上野**として個々の括弧に付された上野の書き込みを

示す。

- 三、【補】として上野が指摘する先行注釈の書名を記し、該当部分の見える巻数と葉数などを適宜付記する。たとえば「卷三十・十四表」とあれば卷三十の十四

葉表に該当箇所があることを示す。上野が用いた先行注釈のテキストは詳らかではなく、本稿では筆者が目睹しえたテキストによるが、その情報は個々の書名が現れる際に記す。

- 四、【補】には『會箋』稿本と竹添旧蔵書の調査結果を付記する。

- 五、『會箋』に多く引かれる亀井昭陽『左傳續考』・やすいそつけん 安井息軒『左傳輯釋』さでんしゅうしやく については一括して初めに置き、それ以外の注釈は箋の順に従って配列する。

亀井昭陽『左傳續考』より引用された箋

(特記しない限り上野が「亀井」と書き込みをしたもの)

である。『亀井南冥昭陽全集』第三・四巻を参照。全集本は昭陽の自筆本に基づく再影印で、上下二段に組まれている。本書については全集での頁数と段を記す。断らない限り全集第三巻。以下、同書を『續考』と略称)

三四―六 「膝子不書葬故釋膝子之爲文公也」
三四―八 「侵伐之侵故也」
三五―七 「蓋有所言之也」
【補】四七九上。

三二―九 「楚子宵之此理乎」

三五―八 「四月戊之國皆後」

三三―一 「昭十三之意矣」

三五―九 「邲之戰之每相變」

【補】四七七上。

三五―一〇 「問其利不利所在也」

三三―五 「王卿士之變例也」

三六―二 「德以施之舉三事」

三三―七 「歸于某之揆一也」

三六―三 「義以建之事故也」
三六―四 「禮以順之德刑詳義禮信之効也」

【補】四七七下。

【補】四七九下。

三三―一 一 「昭十三之理矣」

三六―五 「上下以下三句德之効也生厚則然」

【補】四七八上。

三六―七 「洪範云之皆一意」

三六―八 「二句詳之効也」

三四―二 「上曰公之父見矣」

三六―九 「二句義之効也之不佻也」

【補】四七八下。

三六―一〇 「盡力禮之効也能從軍令也」

三六―一〇 「致死信之効也死長上死伍乘也」

三六一―「棄不可く刑徳也」

【補】四八〇上。「〇之効也」の上にある「上下以下三句」「二句」は竹添が加えたものと思われる。

三七―七「蓋樂驥く可通矣」

【補】四八〇下。

三六一―六「此刑之効也徳正則然（此極亦當訓中）く則自知其中」

三七―一一「社稷く所願也」

【補】四八一上。注文の順序は『續考』と異なる。

【補】四八〇上。〇内は『續考』になく、『左傳輯釋』に見える（後述）。

三七―一二「既遇而不欲戰欲收師而還也」

三八―三「卻至以箕與韓邲比之可謂暴論矣」

【補】四八一上。

三六一―一二「瀆盟慢く和同矣」

三七―一「二句無禮信也く場言之」

三七―二「二句盡力從命之反也く信者上之信也」

三八―七「弱言爲其所弱也く頡遇王子弱焉皆同」

【補】四八〇下。「二句」は竹添が加えたもの。

【補】四八一上。ただし『續考』に「皆同」はなし。

三七―三「二句致死補闕之反也（恤憂也）人心不競く靡所底至」

三九―六「舊舊家也く外姓選於舊」

【補】四八一下。

【上野】〇で括った部分の横には「左翼」。

【補】四八〇下。〇内は『續考』になし。「左翼」は後述。

三九―一〇「晉語曰く而六閒皆具焉」

【上野】「依亀井」。

【補】四八一下。

四〇一七「牧誓稱爾戈く右戈若矛」

四〇一八「言其未直進也果又乘又下矣」

四〇一一「皆字與皆左右相遠於淖皆字相映射」

【補】四八一下。

四一一二「中軍之中く四字連讀」

【上野】文中の「族部屬也」に「楚語上韋注」。

【補】四八二上。『續考』が引くのは『國語』卷十七・

楚語上韋昭注。

四一一四「襄二十六年く必大敗之」

【上野】「亀井（王引之）」。

【補】四八二上。『續考』が引くのは王引之『經義述聞』

卷十八・十五表（皇清經解）。

四一一七「筮苗賁皇之謀何如也」

【補】四八二上欄外。

四一一一「從苗賁皇く龍眼也」

【補】四八二下。

四二一三「晉之良亦く夾公以其族也」

四二一五「凡國所く故曰焉得專之」

【補】四八二下。

四二一六「侵人之官此爲觸犯」

四二一六「失己之官此爲悞慢」

四二一八「說文掀く出於淖也」

四二一九「癸巳戰之前日也」

【補】四八三上。

四三一五「此三軍萃於王卒之時也」

四三一六「言其即死也」

四三一六「晉軍合く楚恭王卒」

四三三八「晉語く事之敘也」

【補】四八三下。

四三一九「方事之殷也く有傷乎否也」

【補】四八四上。

四五一五「退言不送也蓋軍中之禮爲然（此爲十七年變書
譜卻至張本）く爲知禮也」

【上野】○で括った部分には「恵士奇」。

【補】四八四上。○内は『續考』にはなく、けいとう 恵棟『春秋左傳補注』の引用（後述）。

四五一九「桓十二く逆距也」

【上野】「安井」。

【補】「安井」は上野の書き間違いと思われる。実際は『續考』の引用。四八四下。

四五一一「韓厥卻く收旌也」

【補】四八四下。

四六一一「子在君く隨君也」

【上野】「校本、亀井引」。

【補】四八四下。「校本」とは秦はかなえ鼎『春秋左氏傳校本』のこと。卷十三・二十三表に見える（嘉永三年須原屋茂兵衛ら再刻）。

四六一一「鄭伯之く字斷了」

四六一二「晉愈進く於此句」

四六一五「楚師迫く於子重」

四六一八「好惡之く聽讒焉」

四六一八「臨事不く日月也」

【補】四八五上。

四六一九「整是形く包括七書」

【上野】「秦校本、亀井引」。

【補】四八五上。『春秋左氏傳校本』卷十三・二十三裏。

四七一一「乏任使之材也」

【補】四八五下。

四七―四〇八 「此因楚く而戰也」

上野 文中の「而子反く不撓也」には「古賀」。

【補】『續考補』、『全集』第四卷五六八頁上。「而子反く不撓也」は『續考』になく、『左氏探蹟』（後述）。

四七―一九 「穀梁郊く審也視也」

上野 文中の「周禮大く省闕也」には「左通引陸氏附注二」。

【補】四八五下。『續考』は『左通補釋』卷十四・十三表を引く（皇清經解續編）。陸リク祭セン『左傳附注』卷二（四庫全書）。

四七―一〇 「甲午之く者壹大」

四七―一二 「賁皇子く緩急耳」

四八―二 「呂氏云く絶於口」

四八―六 「所謂無く亂之本」

【補】四八五下。

四八―一一 「子反之く不聞耳」

四八―一二 「子反將く實一也」

四九―一一 「衛侯出く壞隕出也」

【補】四八六上。

五〇―五 「此一句く鄭時同」

五〇―六 「宣伯稱く之辭也」

五〇―九 「憂猶未く未寧耳」

五一―一く三 「宣公立く是免討」

【補】四八六下。

五一―四 「杜此注く矛盾乎」

【補】四八七上。

五一―五 「龜井昱曰」七月當く可言耳」

上野 「左傳續考十三補」。

【補】『續考補』、『全集』第四卷五六七頁上。

五一―八 「申勅公く申之申」

五一―一〇く五二―一 「昭四年く之日也」

【補】四八七下。

五四―二「二人亡則國亦滅也」

五二―二「聲伯爲食く師之食也」

【補】四八八下。

【補】四八八上。

五四―三「亡而爲く屬齊楚」

五二―六「鄆陵之く師於此」

上野 文中の「當時之勢魯未必遽亡」には「安井」。

【補】四八八上。

【補】四八八下。括弧で括った部分は『左傳輯釋』（後述）。

五二―八「既稱諸く制田也」

五四―四「愈出而愈醜」

【補】四八八上。欄外の追加も含む。

五四―五「子孫豐厚之厚厚祿也」

五二―九「諸侯總く不與也」

【補】四八八下。

五三―二「子臧句く省曰字」

五四―七「其爲國く祈死矣」

【補】四八八上。

五四―九「以下三く命以請」

五三―八「還自伐く友亦同」

【補】四八九上。

五三―一〇「聲伯從く奔命也」

五四―一「圖其身く其身也」

五三―一一「聲伯外く情醜甚」

五五―二「襄二十く子之辭」

五三―一二「通於穆く此情也」

五五―六「然聞三く立之亦同」

【補】四八九下。

五五―一二「納女於く二十五年」

【補】四九〇上。欄外の追加も含む。

五六―一「間字自高國之間來」

【補】四九〇上。

五六―四「卻至以く上功也」

【補】四九〇下。

安井息軒『左傳輯釋』より引用された箋

(特記しない限り上野が「安井」と書き込みをしたものである。明治十六年内藤傳衛門翻刻を参照。以下、同書を『輯釋』と略称)

三三―二「此傳曰く故云恥輕於執止粗矣」

【補】卷十三・三十表(以下、『輯釋』については全て卷十三)。

三四―七「五年經く而伐宋哉」

【補】三十裏。

三四―一一「覆掩也掩其不備」

【補】三十裏。

三六―六「此極亦當訓中」

【補】上野はこの部分を括弧に入れるだけで名を記していないが、『輯釋』三十一裏に見えるものである。

三六―一〇「補闕謂兵力有闕致死以補之」

【補】三十一裏。

三六―一二「齊肅也」

【補】三十一裏。

三八―四「從猶就也、故云不復從也」

【補】三十二裏。

三九―一「行首猶云行前、即爲行列也」

【補】三十二裏。

三九―四「窺佻通佻偷也」

【補】三十二裏。

三九―五「閒隙也隙可乘者有六」

【補】三十三表。

四〇―一一「國士猶撰士下文云楚之良良即撰士矣」

【補】三十三裏。

四一―四「晉分良以擊楚、必大敗之（襄二十六年、吾必大敗之）此役晉亦四軍、言各有當也」

【上野】○内は「亀井（王引之）」。

【補】三十三裏。○は先述の通り『續考』所引『經義述聞』だが、『輯釋』も同文を引く。

四二―三「族者屬也、非謂宗族之兵上文王族亦謂屬楚王之兵非楚子宗族也」

【上野】「非謂宗族之兵」の横に「以上劉炫」。

【補】三十四表。「非謂宗族之兵」までは『春秋正義』に引く劉炫りゅうげん。それ以下は安井の案語。

四三―二「爾若射必、子必射」

【補】三十四裏。

四四―八「若作近、知其本亦作與矣」

【補】三十五表。

四四―九「楚子問無乃傷乎、故以此答之」

【補】三十五表。

四四―一〇「君命之辱、敢肅使者也」

【補】三十五表。

四六一「言敗者く禦敵也」

【補】三十五裏。

四八一「晉楚世家く上似長」

【上野】文中の「豎未冠者く陽穀其名」に括弧。

【補】三十六裏。括弧の部分は『輯釋』になし。

四八一五「軍屯也此謂營壘」

【補】三十六裏。

五〇一八「戰之明く見公也」

【補】三十七裏。

五一―四「釋經所以書歸也」

【補】三十八表。

五二―二「聲伯欲く孫之辭」

【上野】文中の「聲伯爲食く犒師之食」に括弧し、「亀井」。

【補】三十八表。括弧の部分は『輯釋』にはなく、『續考』（先述）。

五四―四「當時之勢魯未必遽亡」

【補】三十九表。

五四―五「戰國策く反語辭也」

【補】三十九表。

五五―五「豹先去く傳甚明」

【補】四十表。

その他より引用された箋

三二―二「公羊云雨而木冰也」

【補】『春秋公羊傳注疏』卷十八・成公十六年。

三二—二「唐會要開元二十九年く吾其死矣」

【補】『唐會要』卷四十四・木冰。

三二—三「漢天文志又曰く甲兵象也」

【上野】「錦城引」。

【補】上野『年表』「左傳研究著述年表」および「書目」によれば大田錦城おおたきんじょうの著書として『春秋左氏傳とがいきゆうびよう杜解糾謬』(隱公より閔公に至る)と『左氏傳標注』がある。上野は『溯源』隱公元年の書込みで前者の書名を記している。上野がここで指摘するのは後者か。筆者はともに未見。

三二—五「十八年悼公く以攝卿故書」

【上野】「正義」。

【補】『春秋正義』卷二十八・成公十六年。なお、『續考』(四七七上)が『正義』の同文を引く。

三三—一「沙隨在く縣西六里」

【上野】「春秋輿図・左通引」。

【補】梁履繩りやうりつじょう『左通補釋』卷十四・十四表(皇清經解續編)。以下、同書を『左通』と略称、全て卷十四。顧棟高ことうたか『春秋大事表』附録の春秋輿圖・七表(皇清經解)。以下、同書を『大事表』と略称。

三三—四「尹氏周尹佚之後以邑爲氏」

【上野】「左通引萬氏族畧」。

【補】『左通』十四表。「萬氏族畧」は未詳。

三三—四「公卿大夫く不獨尹氏爲然」

【上野】「沈氏補注」。

【補】沈欽韓しんきんかん『春秋左氏傳補注』卷六・十一裏(皇清經解續編)。

三四—三「不曰殺而曰刺別於外大夫也」

【上野】「字野考」。

【補】宇野鼎うのかなえ(明霞めいか)『左傳考』。筆者未見。同書につ

いては上野『雑考』「宇野明霞の左伝考と大田錦城の左伝考補について」参照。

三四―四「楚文王く葉縣間」

上野「左通引大事表七之四」。

補『左通』九裏。『大事表』巻七之四・七表。

三四―九「洧陂即く壽州境」

上野「周氏附論左通引」。

補『左通』十表。「周氏附論」は未詳。

三四―九「夫渠疑即渠水也く則夫渠當是近水地名」

上野「左通」。

補『左通』十表。

三四―一一「洧陵在く二十五里」

上野「左通引春秋輿図」。

補『左通』十裏。春秋輿図・七表。

三五―一「此言如欲違吾願く其慮遠知深故也」

上野「古賀」。

補古賀煜こがいく（侗庵とうあん）『左氏探蹟』巻四（国会国会図書館所蔵稿本）。

三五―五「三年作六軍く餘皆罷」

上野「正義、秦氏引」

補『春秋正義』巻二十八。秦鼎『春秋左氏傳校本』巻十三・十八表。

三五―一一「有此六者則可以戰如器用之不可闕」

上野「林注」。

補林堯叟りんぎょうそう『左傳句讀直解』。林注は奥田元繼おくだけんけい『春秋左氏傳評林』に採られ、同書では巻三十・七表（寛政五年有文堂）。以下、林注は同書を参照する。

三五―一一「説文詳審也荀子楊諒注審於事也（公羊宣十二年傳注く無敢疎略之意）凡詳審於事く竟爲不成語」

上野「増島筆記」。また、○で括った部分の横には「沈

氏補注」。

【補】増島蘭園『讀左筆記』卷七・十四裏（崇文叢書第二輯）。沈欽韓『春秋左氏傳補注』卷六・十二表。

三六一―二「崔憬易注云瀆古黷字傳皆以瀆爲黷」

【上野】「惠棟補注」。

【補】惠棟『春秋左傳補注』卷三・五裏（皇清經解）。

三六一―二「話言善言也」

【上野】「秦校本」。

【補】『春秋左氏傳校本』卷十三・十八表に「話、善言也」。

三七一―三「恤憂也」

【上野】「左翼」。

【補】「書目」に周大璋『左翼』の書名あり。筆者未見。以下、同書に關しては【補】を省く。

三七一―五「吾不復得見子矣」

【上野】「林注」。

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・八表。

三七一―五「申叔時知く文子見尤高」

【上野】「經世鈔」。

【補】魏禧『左傳經世鈔』卷十・十表（聯墨堂藏板）。

三七一―七「又決楚敗與申叔時論俱用實筆」

【上野】「左翼」。

三七一―八「晉師起而く俱于此卜之」

【上野】「周氏左翼」。

三七一―九「我詐爲畏怯く晉國之憂也」

【上野】「林注」。

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・八裏。

三七一―九「邲之戰桓子く前後作比照處」

【上野】「趙佑」。また、欄外に「讀春秋存稿、五戰」。

【補】趙佑『讀春秋存稿』卷四・五戰。静嘉堂文庫に竹添旧藏の清刊本が残されており、ここでは二十四葉表に該当箇所あり。

三七―一〇「對不可以當吾世而失諸侯」

上野「左翼」。

三七―一一「語有含蓄く多少事體」

上野「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十表。

三七―一二「此篇全以く曲直之法」

上野「趙佑存稿」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十五表。

三八―一二「出日治兵く別自一義」

上野「古賀」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

三八―七「時勢與く藉口矣」

上野「左翼」。

三八―九「無敵國外患者國恒亡已先孟子言之矣」

上野「左翼」。

三八―九「玩此一語く正在勝敵哉」

上野「經世鈔魏世倣」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十裏に「世倣曰」として引かれる。なお、『春秋左氏傳評林』も同文を引く。

三八―一〇「邲之役く争退必亂也」

上野「何義門讀書記」。

【補】何焯『義門讀書記』卷十（四庫全書）。

三八―一〇「注笮同窄く迮即此窄字」

上野「趙佑存稿」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十六表。

三八―一一「爲楚所壓く故患」

上野「左翼」。

三九―一二「文子受父之杖今卽教子以戈」（漢文大系本には「弋」とあるが、明治講学会本に「戈」とあるのが正しいと思われる）

上野「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十一表。

三九―一二「觀後纒書く其識遠矣」

上野「何義門」。

【補】『義門讀書記』卷十。

三九―一三「說到存亡く精神命脈」

上野「左翼」。

三九―七「兵尚殺く故以晦爲忌」

上野「正義」。

【補】『春秋正義』卷二十八。

三九―九「特複説上文く六閒盡於此矣」

上野「古賀」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

三九―一二「壓壘故可望く皆在目也」

上野「何義門讀書記」。

【補】『義門讀書記』卷十。

三九―一二「李衛公兵法く卽今之板屋也」

上野「沈欽韓補注」。

【補】『春秋左氏傳補注』卷六・十二裏。

四〇―一「據説文く今作巢省文也」

上野「臧琳經義雜記」。

【補】臧琳ぞうりん『經義雜記けいぎざつき』卷四・十五表（皇清經解）。

四〇―二「以爲車上爲櫓く加樓矣」

上野「臧氏」。

【補】『經義雜記』卷四・十五表。

四〇—四 「聚中軍張幕徹幕甚囂皆乘皆下並是敘事非問辭唯聘而左右何也及戰乎二語爲王之問辭中間數語皆省之」

【上野】「増島」。

【補】『讀左筆記』卷七・一五裏に「皆聚中軍矣、張幕矣、徹幕矣、甚囂且塵上矣、皆乘、左右執兵而下、皆是敘事。但張而左右何也、及戰乎二語、王問之之辭。中間數語皆省之。林皆以爲問辭、誤甚」とあり。ただし、増島は中井履軒『左傳雕題略』卷三・一五裏（弘化三年廓然堂藏版）「聚中軍、張幕、徹幕、甚囂、皆乘、皆下、並是敘事矣。非問辭。唯聘而左右何也及戰乎二語爲王之問辭而已。林註有謬解、故詳焉」を、中井の名を出さずに引用している。竹添は『左傳雕題略』と『讀左筆記』の双方に拠ったと思われる。なお、竹添の第一稿本では「：爲王之問辭而已」とあり、「而已」を朱で抹消し欄外に「中間數語皆省之」と追加してある。

四〇—五 「邲之戰く以行」

【上野】「左通引讀左日鈔六」。

【補】『左通』十一裏。朱鶴齡『讀左日鈔』卷六・四表（四庫全書）。

四〇—九 「束上爲下苗賁皇句作陪」

【上野】「左翼」。

四〇—一〇 「即從上句跌還晉軍」

【上野】「左翼」。

四〇—一一—四一一 「自楚子登巢車く服說非也」

【上野】「趙佑」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十六表。

四一—五—七 「楚師之敗く所以專美賁皇也」

【上野】「周大璋 左翼」。

四一—九 「此實筮也而注言卜者卜筮通言耳」

【上野】「正義」。

【補】『春秋正義』卷二十八。

四一―九「是三句繇辭く筮者之辭（緘縮也）元大也元王猶云巨帥也」

【上野】「中井」。

【補】中井履軒『左傳雕題略』卷三・十五裏。○の中は同書になし。

四一―一〇「此與僖十五年く不可強解也」

【上野】「左通引惠氏補注三」。

【補】『左通』十一裏。惠棟『春秋左傳補注』卷三・六表。

四一―一〇「復卦無離象く皆不可從」

【上野】「中井」。

【補】『左傳雕題略』卷三・十六表。

四二―一「晉師乃皆左右行相避于前」

【上野】「林注」。

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・十一裏。

四二―四「公行公左右親軍也」

【上野】「趙佑」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十六裏。

四二―五「元帥有元帥之大任戎右有戎右之大任」

【上野】「趙佑」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十六裏。

四二―七「數語法家之言く用法如此」

【上野】「鍾伯敬 奥田評林引」

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・十二表に引く鍾伯敬。

四二―九「忽插在後く以斷爲聯也」

【上野】「趙佑」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十七表。

四二―一〇「釋文く不得有子字（蓋當時有同名者故舉其

父以別之) 不言子者、傳摯是也」

【上野】「正義」。また、○で括った部分には「秦校本引周工亮マヤハ看左傳評林」。

【補】「釋文、不得有子字」「不言子者、傳摯是也」は『春秋正義』卷二十八の疏と『經典釋文』に拠ったもの。「蓋當時有同名者故舉其父以別之」は、『春秋左氏傳評林』卷三十・十二表が引く周亮工。『春秋左氏傳校本』卷十三・二十二表にも同文が見えるが、同書は周亮工の名を記さない。

四二一一二、四三一「太玄曰、韓詩外傳八」

【上野】「左通引」。

【補】『左通』十二表。

四三一二「此就目前、大辱國也」

【上野】「古賀」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

四三二七「此當是、已敗後事」

【上野】「趙佑存稿」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十七表。

四三二七「皆致恭也」

【上野】「林注」。

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・十三表。

四三一八「劉向新序」(上野の書き込みでは括弧が閉じられていない)

【上野】「章句文字」。

【補】伊藤鳳山『左傳章句文字』。筆者未見。

四三一九「在軍故、鉞是也」

【上野】「左通」。

【補】『左通』十二裏。

四四一七「注閒猶近也釋文近如字一本作與莊九年昭二十六年注並云閒與也則此傳亦宜訓與爲是」

【上野】「經義述聞」。

【補】『經義述聞』卷十八・十五裏。ただし、竹添は『經義述聞』の他に『輯釋』三十五表にも拠っている。「莊九年昭二十六年」以下は『經義述聞』の節略（「莊九年」

は誤りで、『經義述聞』では「莊十年」となっている）。「則此傳亦宜訓與爲是」は竹添の付記と思われる。

「則此傳亦宜訓與爲是」は竹添の付記と思われる。

四四―九「詩文王く言身得安寧也」「杜注敢告不寧く敢告之言矣」

【上野】それぞれ、「臧氏經義雜記」「臧氏」。

【補】『經義雜記』卷七・三十四。

四四―一二く四五―二「鄉飲酒禮く曲身下手名肅之義也」

【上野】「豬飼彦博 西河折妄上」

【補】「豬飼敬所『西河折妄』卷之上。靜嘉堂文庫に竹添旧藏の文政十二年刊本あり。その六葉表に該当箇所があり、引用された部分には傍点が打たれている。

四五―二く五「肅拜與但言肅者く非確詰也」

【上野】「朱大韶實事求是齋經義一、肅與肅拜辨」。

【補】朱大韶「實事求是齋經義」卷一・十八表（皇清經解續編）。

四五―五「此爲十七年變書譜卻至張本」

【上野】「惠士奇」。

【補】惠士奇の子である惠棟『春秋左傳補注』卷三・七表に「子惠子曰爲十七年變書譜卻至張本」とある。

四五―七「彭士望曰」見此際く不悞事者」

【上野】「經世鈔十」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十三裏に引く彭士望。

四五―一一「鄉射記注旌總名也」

【上野】「沈氏補注」。

【補】沈欽韓『春秋左氏傳補注』卷六・十四裏。

四六―一「韓厥卻至く勢可想」

【上野】「左翼」。

四六一四「以手搏之折其軾」

【上野】「林注」。

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・十四表。

四六一五「魏禧曰」此處忽之整暇之妙」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十四表。

四六一六「楚之俘囚之軍靡」

【上野】「沈氏補注」。

【補】沈欽韓『春秋左氏傳補注』卷六・十四裏。

四六一九「用衆最難之論勇尤佳」

【上野】「經世鈔、魏世倣」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十四裏に引く魏世倣。

四六一一「攝之言代之其義甚明」

【上野】「俞氏群經平議」。

【補】俞樾『群經平議』卷二十六・十表（皇清經解續編）。

四六一二「說文之尚飲十榼」

【上野】「沈氏補注」。

【補】沈欽韓『春秋左氏傳補注』卷六・十四裏。

四七一「承貯也之而進獻」

【上野】「求闕齋讀書記二」。

【補】曾國藩『求闕齋讀書錄』卷二（近代中国史料叢刊統集第一輯）。

四七三「識記也之暇之言也」

【上野】「顧氏補正」。

【補】顧炎武『左傳杜解補正』卷二・十四表（皇清經解）。

四七三「一種雅度開羊陸之風」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十五表。

四七一五「而子反便之不撓也」

【上野】「古賀」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

四七—八「金創爲夷、金痍痼疾」

【上野】「沈氏補注」。

【補】沈欽韓『春秋左氏傳補注』卷六・十四裏。

四八—五「晉君戎馬之前也」

【上野】「依晉語六注、左通引」。

【補】『左通』十三裏。『國語』卷十二・晉語六韋昭注。

四八—五「以文子起以文子結」

【上野】「趙佑」。

【補】『讀春秋存稿』卷四・二十八表。

四八—七「文子至此、情詞俱盡」

【上野】「經世鈔、謝文存」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・十五裏に引く謝文存。

四八—八「水經陰溝水注、即此城也」

【上野】「左通引大事表七之四」。

【補】『左通』十三裏。『大事表』卷七之四・七表。

四八—一一「楚共寬厚、失於大深」

【上野】「古賀」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

四九—三「此敬子重、可遵依乎」

【上野】「古賀」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

四九—四、一〇「姜炳璋曰、此篇分、於此知之」

【上野】「讀左補義二十三」。

【補】姜炳璋『讀左補義』卷二十三・七裏（四庫全書存目叢書）。

四九—一二「壞隄未詳、曲阜縣境内」

【上野】「左通引大事表七之一」。

【補】『左通』十三裏。『大事表』卷七之一・十八表。

五〇—三「傳曰趨く不知謀」

【上野】「姜氏補義引趙汭補注」。

【補】『讀左補義』卷二十三・九裏。趙汭ちようほう『春秋左氏傳補注』卷五・十表（通志堂經解）。

五〇—四「姜不過く刺爲冤」

【上野】「姜氏補義」。

【補】『讀左補義』卷二十三・九裏。

五〇—一〇「未遽説及子臧事也」

【上野】「陸粲」。

【補】『左傳附注』卷二。

五〇—一一「曹人之請く重在子臧」

【上野】「左翼」。

五一—九「襄十九年く此督揚也」

【上野】「左通引地名攷畧六」。

【補】『左通』十四表。高士奇『春秋地名考略』卷六・十五裏（四庫全書）。

五二—五「鄭之制く得斯稱耳」

【上野】「左通」。

【補】『左通』十四裏。

五二—六「今制城く鄭縣東北」

【上野】「以下引日講春秋解義三十五」。

【補】前項と同じく『左通』十四裏。『日講春秋解義』にっこうしゅんじゆんじゆんかいぎ卷三十五（四庫全書）。

五二—七「今河南く鹿邑城」

【上野】「左通引大事表七之四」。

【補】『左通』十四裏。『大事表』卷七之四・二十四表。

五二—一〇「潁上潁水之上也く有潁上縣」

【上野】「高岱春秋地名攷補、左通引」。

【補】『左通』十四裏。「高岱春秋地名攷補」は未詳。

五二―一―一―五三―二【兪樾曰】如杜解く軍字之義

【上野】「左傳平議」。

【補】兪樾『群經平議』卷二十六・十裏。

五三―四「有樂范く卻氏左腹」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・二十表。

五三―五「晉政多門語尤切於時故」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・二十表。

五三―八「魯西鄆く四達之衝矣」

【上野】「左通引大事表六之上及九」。

【補】『左通』十五表。「以居公者」までは『大事表』

卷六之上・十九表、それ以下は卷九・一表。

五四―二「社稷之く安危者」

【上野】「章句文字」。

【補】『左傳章句文字』。

五四―二「魏禧曰」妙在説く類是也」

【上野】「經世鈔十」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・二十裏（参照したテキストは二十葉が二枚重複している。その二枚目）。

五四―七「范文子く不合于道」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷十・二十一表。

五五―二「出逐也く命逐之也」

【上野】「林注之意」。

【補】『春秋左氏傳評林』卷三十・二十表。

五五―三「公子偃年未及冠（雖爲穆姜所指く有今將之心也）乃徒以穆姜く一何忍乎」

【上野】「客難」。また、○で括った部分には「呉激」「元呉激、春秋傳說彙纂引」。

【補】龔きょう元玠げんかい『春秋客難』か。未詳。
『欽定春秋傳說彙纂』卷二十四（四庫全書）。

五五―四「不殺鉏耆鉏幼公不忌耳」

【上野】「趙汭補注姜氏引」。

【補】『讀左補義』卷二十三・十二裏。趙汭『春秋左氏傳補注』卷五・十表。

五五―七―一「【全祖望曰】司徒爲上く而輕之也」

【上野】「經史問答 論語」。

【補】全祖望『經史問答』卷六・九表（皇清經解）。

五六―二「郤至稱伐く驟數也」

【上野】「秦校本」。

【補】『春秋左氏傳校本』卷十三・二十八表。

五六―三「此時變書く七人之下」

【上野】「正義」。

【補】『春秋正義』卷二十八。

五六―七「鄆陵之役く頸者此也」

【上野】「姜氏補義」。

【補】『讀左補義』卷二十三・十三表。

注

(1) 原田種成「知られざる左伝の研究書」(『新釈漢文大系季報』五十三 明治書院、一九七七年)。

(2) 東京大学東洋文化研究所「江戸・明・古代プロジェクト」内の平勢氏のサイト <http://kande0.ioc.u-tokyo.ac.jp/kande/nirase/>「我が国江戸期『左傳』『史記』の世界」―『春秋』『左傳』の年代ごとの記事から絞り込む」

(3) 竹添進一郎、竹添利鎌鈔録『左氏五大戰記事』。奎文堂より明治十七年に刊行。